

## 国における第二期成年後見制度利用促進基本計画について

### 1 これまでの国及び本市の取組状況

国においては、平成 28 年 5 月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づき、平成 29 年 3 月、平成 29 年度からの 5 か年計画である「成年後見制度利用基本計画」（以下「第一期基本計画」という。）を策定し、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

本市においては、令和 3 年 2 月に策定した第 8 期高齢者施策推進プランの中で、成年後見制度の利用の促進に関する基本計画を定め、同年 10 月には地域連携ネットワークを構築するとともに、成年後見利用促進センターを設置し、制度の広報や市民等からの相談対応を行っているところである。

### 2 国における第二期成年後見制度利用促進計画の策定状況

全国的に見ると、国の策定した第一期基本計画に基づく取組により、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が十分でない人を適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みも整備されつつある。

他方、後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がなされている。また、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年を間近に控え、認知症高齢者が増加するなど、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化、増大する見込であり、今後、こうした状況に適切に対応する必要がある。

このため、国においては、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を対象期間とする「第二期成年後見制度利用促進計画」（以下「第二期基本計画」という。）を令和 4 年 3 月 25 日に閣議決定したところである。

### 3 本市の対応

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 12 条第 1 項において、国は「成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）を定めることとされており、同法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされている。

本市としては、今後、国が策定した第二期基本計画の内容等を踏まえ、新たな基本計画の策定等について検討していく。